

鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日(火) 号外第 3 5 号

毎週火・金曜日発行

\Diamond	人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(2)(給与課)・・・・・・・2
		通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (3) (η)・・・・・・・・・6
		管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(4)(")・・・・・・・・・8
		初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(5)(")・・・・・・13
		管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(6)($"$)・・・・・・・15
		公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める
		規則の一部を改正する規則 (7) (η)・・・・・・・・・・・・・17
		宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 (8) ($"$)・・・・・・・・・・20
		へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (9) ($"$) ・・・・・・・・・21
		単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(10)(")・・・・・・・23
		職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する
		規則の一部を改正する規則 (11) (η)・・・・・・・・・・・・・25
		職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(12)(")・・・・・・31

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第2号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(教育職給料表)	(教育職給料表)
第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し	第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し
て適用する。	て適用する。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
	(3) 交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を
	<u>行う者に限る。)</u>
(3) 文化財課の課長補佐(文化財の保護を担当す	
る者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する	
者に限る。)及び文化財主事	
(4) 略	(4) 略
(5) 交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を	
行う者に限る。)_	
(6) 略	<u>(5)</u> 略
<u>(7)</u> 略	(6) 略
(8) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び	(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び
専門員	専門員、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、
	教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の
	副校長、課長、教務主幹、教務主任及び講師
	(8) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長
	(学校との連携及び学校における啓発に関する業
	務を担当する者に限る。)
	(9) 皆成学園の課長補佐及び係長(学校等関係機
(a) III * - 1. II + 1. II - 2. II + 2. II - 2.	関との調整強化を担当する者に限る。)_
(9) 埋蔵文化財センターの係長(埋蔵文化財の普	
及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する	
者に限る。)及び文化財主事	
(10) むきばんだ史跡公園の係長(史跡の調査及び 敷備を担当する者に限る) 及び文化財主事	
整備を担当する者に限る。)及び文化財主事 (11) 略	(10) 略
(12) 皆成学園の課長補佐及び係長(学校等関係機	<u>(10/</u> 附
関との調整強化を担当する者に限る。)	
(13) 鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務	
主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校	

長、課長、教務主幹、教務主任及び講師

- (14) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長 (学校との連携及び学校における啓発に関する業 務を担当する者に限る。)
- (15) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当す る者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者 に限る。) <u>、文化財主事</u>及び健康管理主事、教育 人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員 の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人 事を担当する者に限る。)及び管理主事、小中学 校課の社会教育主査、指導主事及び管理主事、特 別支援教育課の課長補佐(学校教育の指導を担当 する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当 する者に限る。) 、指導主事及び管理主事、高等 学校課の高校教育主査、課長補佐(学校教育の指 導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指 導を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主 事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐 (学校教育の指導を担当する者に限る。)、次長 (教育相談を担当する者に限る。)、係長(学校 教育の指導を担当する者に限る。) 及び指導主 事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐(社会 教育を担当する者に限る。)、係長(社会教育を 担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主 事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社会教育 又は学校教育の指導を担当する者に限る。)、係 長(社会教育又は学校教育の指導を担当する者に 限る。) 及び指導主事並びに体育保健課の課長補 佐(学校体育又は健康教育を担当する者に限 る。)、係長(学校体育又は健康教育を担当する 者に限る。)及び指導主事
- (17) 略
- (18) 略
- (16) 略

- 2 略
- (19) 略

- (11) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当す る者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者 に限る。) 及び健康管理主事、教育人材開発課の 教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当 する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する 者に限る。)及び管理主事、小中学校課の社会教 育主査、指導主事及び管理主事、特別支援教育課 の課長補佐 (学校教育の指導を担当する者に限 る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限 る。) 、指導主事及び管理主事、高等学校課の高 校教育主査、課長補佐(学校教育の指導を担当す る者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当す る者に限る。)、指導主事及び管理主事、いじ め・不登校総合対策センターの課長補佐(学校教 育の指導を担当する者に限る。)、次長(教育相 談を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指 導を担当する者に限る。)及び指導主事、社会教 育課の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当 する者に限る。)、係長(社会教育を担当する者 に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教 育課の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教 育の指導を担当する者に限る。)、係長(社会教 育又は学校教育の指導を担当する者に限る。)及 び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐 (文化財の保護を担当する者に限る。)、係長 (文化財の保護を担当する者に限る。) 及び文化 財主事並びに体育保健課の課長補佐(学校体育又 は健康教育を担当する者に限る。)、係長(学校 体育又は健康教育を担当する者に限る。)及び指 導主事
- (12) 略
- (13) 略
- <u>(14)</u> 略
- (15) 略
- (16) 埋蔵文化財センターの係長(埋蔵文化財の普 及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する 者に限る。)及び文化財主事
- (17) むきばんだ史跡公園の係長(史跡の調査及び 整備を担当する者に限る。)及び文化財主事
- 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適

用する。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 略
- (5) 文化財課の課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)及び文化財主事
- (6) 略
- (7) 交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を 行う者に限る。)
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 埋蔵文化財センターの係長(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。)及び文化財主事
- (12) <u>むきばんだ史跡公園の係長(史跡の調査及び</u> 整備を担当する者に限る。)及び文化財主事
- (13) 略
- (14) <u>皆成学園の課長補佐及び係長(学校等関係機</u> 関との調整強化を担当する者に限る。)
- (15) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長 (学校との連携及び学校における啓発に関する業 務を担当する者に限る。)
- (16) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者に限る。)、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する者に限る。)及び管理主事、小中学校課の義務教育主査、社会教育主査、課長補佐(学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、高等学校課の指導主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長

用する。

- (1)~(3) 略
- (4) <u>交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を</u> 行う者に限る。)
- (5) 略
- (6) 略
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長 (学校との連携及び学校における啓発に関する業 務を担当する者に限る。)
- (11) <u>皆成学園の課長補佐及び係長(学校等関係機</u> 関との調整強化を担当する者に限る。)

(12) 略

(13) 教育総務課の課長補佐(教育の指導を担当する者
る者に限る。)、係長(教育の指導を担当する者
に限る。)及び健康管理主事、教育人材開発課の
教育人材開発主査、課長補佐(教員の人事を担当
する者に限る。)、係長(教員の人事を担当する
者に限る。)及び管理主事、小中学校課の義務教
育主査、社会教育主査、課長補佐(学校教育の指
導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に
限る。)、係長(学校教育の指導又は地域と連携
した教育の推進を担当する者に限る。)、指導主
事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、保長(学校教育の指導を担当する者に限る。)、指導主事
及び管理主事、高等学校課の指導主事、いじめ・
不登校総合対策センターの課長補佐(学校教育の

補佐(学校教育の指導を担当する者に限る。)、 次長(教育相談を担当する者に限る。)、係長 (学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び指 導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐 (社会教育を担当する者に限る。)、係長(社会 教育を担当する者に限る。) 、指導主事及び社会 教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐(社 会教育又は学校教育の指導を担当する者に限 る。)、係長(社会教育又は学校教育の指導を担 当する者に限る。) 及び指導主事並びに体育保健 課の課長補佐(学校体育又は健康教育を担当する 者に限る。)、係長(学校体育又は健康教育を担 当する者に限る。)及び指導主事

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

4 略

(研究職給料表)

- をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で、次に掲げるものに適用する。
 - $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) 原子力環境センターの主幹研究員、主任研究 員及び研究員

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

指導を担当する者に限る。)、次長(教育相談を 担当する者に限る。)、係長(学校教育の指導を 担当する者に限る。)及び指導主事、社会教育課 の社会教育主査、課長補佐(社会教育を担当する 者に限る。)、係長(社会教育を担当する者に限 る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課 の指導主査、課長補佐(社会教育又は学校教育の 指導を担当する者に限る。)、係長(社会教育又 は学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び指 導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐(文化 財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財 の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主事並 びに体育保健課の課長補佐(学校体育又は健康教 育を担当する者に限る。)、係長(学校体育又は 健康教育を担当する者に限る。) 及び指導主事

(14) 略

(15) 略

(16) 略

<u>(17)</u> 略

(18) 略

- (19) 埋蔵文化財センターの係長(埋蔵文化財の普 及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する 者に限る。)及び文化財主事
- (20) むきばんだ史跡公園の係長(史跡の調査及び 整備を担当する者に限る。)及び文化財主事
- 4 略

(研究職給料表)

- 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等 をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で、次に掲げるものに適用する。
 - (1)~(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

附則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第3号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通 (育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通 勤手当の減額)

第8条の2 略

勤手当の減額)

第8条の2 略

(駐車場)

- 第8条の3 給与条例第10条第2項第3号の人事委員 会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該 当する駐車場(職員本人が所有する駐車場その他人 事委員会が定める駐車場を除く。)とする。
 - (1) 人事委員会の定める基準に基づき任命権者が 指定する公署に勤務する職員が通勤のため利用す ることを常例としている駐車場
 - (2) 1月ごと、複数月ごと又は1年ごとの駐車場 の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。) が設定されている駐車場

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

- 第8条の4 給与条例第10条第2項第3号に規定する 1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の 各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める額(その額に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額)とする。
 - (1) 1月ごとに駐車料金が設定されている駐車 場 1月の駐車料金
 - (2) 複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定 されている駐車場 複数月又は1年の駐車料金 を当該駐車料金の対象となる月数で除して得ら れる額

(併用者の区分及び支給額)

第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応す る同条第2項第4号に規定する通勤手当の額は、次 に掲げるとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(併用者の区分及び支給額)

第9条 給与条例第10条第2項第4号に規定する同条 第9条 給与条例第10条第2項第3号に規定する同条 第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応す る同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次 に掲げるとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(駐車場の利用の基準)

- で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自 動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難 である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員 とする。
 - (1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤する ものとした場合に給与条例第10条第3項に規定す る駐車場(以下この号及び次号において「駐車 場」という。) の利用に係る自動車等の使用区間 の通勤距離(2以上の駐車場を利用する場合は、 それぞれの自動車等の使用区間の通勤距離) が片 道2キロメートル以上である職員
 - (2) 略
- 2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める 駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場と する。
 - (1) (2) 略
 - (3) 1月ごと、複数月ごと又は1年ごとの駐車料 金が設定されている駐車場
- 3 略

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

第9条の3 略

- 2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐 2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐 車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 額)とする。
 - (1) 1月ごとに駐車料金が設定されている駐車場 1月の駐車料金
 - (2) 略

(駐車場の利用の基準)

- 第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則 第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則 で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自 動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難 である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員 とする。
 - (1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤する ものとした場合に給与条例第10条第3項に規定す る駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に係 る自動車等の使用区間の通勤距離(2以上の駐車 場を利用する場合は、それぞれの自動車等の使用 区間の通勤距離)が片道2キロメートル以上であ る職員
 - (2) 略
 - 2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める 駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場と する。
 - (1) (2) 略
 - (3) 1月ごとの駐車場の利用に係る料金(以下こ の号及び次条において「駐車料金」という。)が 設定されている駐車場(次条第2項第1号におい て「月ぎめ駐車場」という。) 又は複数月ごと若 しくは1年ごとの駐車料金が設定されている駐車
 - 3 略

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

第9条の3 略

- 車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 額)とする。
- (1) 月ぎめ駐車場 1月の駐車料金
- (2) 略

附則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第4号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改	正後			改	正前	
表第1	(第2条関係)			別表第1	(第2条関係)		
****	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の	本庁	統轄監	1種	知事の	本庁	統轄監	1 種
事務部		部長(名古屋代表部		事務部		部長(名古屋代表部	
局		の部長を除く。)		局		の部長を除く。)	
						中部地震復興本部事	
						務局の局長(人事委	
						員会が承認したもの	
						に限る。)	
		危機管理局の局長				危機管理局の局長	
		(人事委員会が承認				(人事委員会が承認	
		したものに限る。)				したものに限る。)	
		東部振興監(人事委				東部振興監(人事委	
		員会が承認したもの				員会が承認したもの	
		に限る。)				に限る。)	
		観光交流局の局長				観光交流局の局長	
		(人事委員会が承認				(人事委員会が承認	
		したものに限る。)				したものに限る。)	
		会計管理者(人事委				会計管理者(人事委	
		員会が承認したもの				員会が承認したもの	
		に限る。)				に限る。)	
		東京本部の本部長				東京本部の本部長	
		(人事委員会が承認				(人事委員会が承認	
		したものに限る。)				したものに限る。)	
		関西本部の本部長				関西本部の本部長	
		(人事委員会が承認				(人事委員会が承認	
		したものに限る。)				したものに限る。)	
		理事監				理事監	
		次長(名古屋代表	2種			次長(名古屋代表	2 🖡
		部、衛生環境研究				部、衛生環境研究	
		所及び消費生活セン				所 <u>、消費生活セン</u>	
		<u>ター</u> の次長を除				ター及び農業大学校	
		< ₀)				の次長を除く。)	
		局長				局長	
		原子力安全対策監				原子力安全対策監	

東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長(人事委員会が承 認したものに限 る。) 総合事務センターの 所長 東部振興監 副局長(人事委員会 が承認したものに限 る。) 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所 長(人事委員会が承 認したものに限 る。) 校長(人事委員会が 承認したものに限 る。) 農業振興戦略監 試験場統括本部の本 部長 会計管理者 参事監 課長 (農業大学校の 3種 課長を除く。) 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所 長 くらしの安心局消費 生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の

館長

東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長(人事委員会が承 認したものに限 る。) 総合事務センターの 所長 東部振興監 副局長(人事委員会 が承認したものに限 る。) 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所 長(人事委員会が承 認したものに限 る。) 校長(人事委員会が 承認したものに限 る。) 農業振興戦略監 試験場統括本部の本 部長 会計管理者 参事監 課長(農業大学校の 3種 課長を除く。) 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長 副局長 官房長

衛生環境研究所の所

くらしの安心局消費

生活センターの所長

山陰海岸ジオパーク

海と大地の自然館の

長

館長

	鳥取県立ハローワー クの所長 農業大学校の校長			点 ク <u>単</u> <u>の</u>
	室長(衛生環境研究 所の室長を除き、歴 史遺産室の室長に あっては、人事委員 会が承認したものに 限る。) 危機管理専門官	4種		<u>以</u> 室 戸
	東部振興課のチーム 長(人事委員会が承認したものに限る。) 中山間地域振興リー ダー(人事委員会が承認したものに限る。) 副官房長			☆ 東 長 説 る 中 夕 寿 る 畐
	衛生環境研究所の次長 農業大学校の <u>副校長</u> 農業大学校の課長 (人事委員会が承認 したものに限る。) 総括検査専門員 略			(五)
地 方 機 関 県税事務 所 埋蔵文化 財 セ ン ター むきばん だ史跡公 園	略 税務専門員 所長 発掘事業室の室長 (人事委員会が承認 したものに限る。) 所長	5種 3種 4種 3種	地機関	略 県税事務 月 利 米子工事 月 検査事務 析 所
略 栽培漁業 センター		3種		略 栽培漁業 月 センター

鳥取県立ハローワー	
クの所長	
農業大学校の校長	
企画調整幹(人事委	
員会が承認したもの	
に限る。)	
室長(衛生環境研究	4種
所の室長を <u>除く</u> 。)	
危機管理専門官	
企画調整幹	
東部振興課のチーム	
長(人事委員会が承	
認したものに限	
る。)	
中山間地域振興リー	
ダー(人事委員会が	
承認したものに限	
る。)	
副官房長	
民工芸振興官	
衛生環境研究所の次	
長	
農業大学校の <u>次長</u>	
農業大学校の課長	
(人事委員会が承認	
したものに限る。)	
総括検査専門員	
略	

地	方	略		
幾	関	県税事務	略	
		所	税務専門員	5種
		米子工事	所長	4種
		検査事務	検査専門員	5種
		所		
	•	略		
		栽培漁業	所長	3種
		センター		

3種

									とっとり	館長	3種
									賀露か		
									にっこ館		
			略						略	1	
			鳥取港湾	略					鳥取港湾	略	
			事務所						事務所		
			米子工事	所長	4種						
			検査事務	検査専門員	5種						
			所								
略						略					
教育委	教	育	本庁	略		教育委	教	育	本庁	略	
員会事	委	員		室長(育英奨学室の	4種	員会事	委	員		室長(育英奨学室の	4種
務局及	会	事		室長を <u>除く</u> 。)		務局及	会	事		室長を除き、歴史遺	
び教育	務	局				び教育	務	局		産室の室長にあって	
機関						機関				は、人事委員会が承	
										認したものに限	
										<u>る</u> 。)	
				教育人材開発主査	6種					教育人材開発主査	6種
				指導主査						指導主査	
				社会教育主査						社会教育主査	
				義務教育主査						義務教育主査	
				高校教育主査						高校教育主査	
										文化財主査	
			略						略		
	教	育	略	<u> </u>			教	育	略	<u> </u>	1
	機	関	少年自然	所長	3種		機	関	少年自然	所長	3種
			の家						の家		
									埋蔵文化	所長	3種
									財セン	発掘事業室の室長	4種
									ター	(人事委員会が承認	
										したものに限る。)	
									むきばん	所長	3種
									だ史跡公		
									園		
			略						略		
略						略					

別表第2 (第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 知事の事務部局の地方機関の職 (埋蔵文 化財センターの所長を除く。)

別表第2 (第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 知事の事務部局の地方機関の職

 $(4)\sim(6)$ 略

(7) 教育機関の職のうち教育センターの副所 長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館 長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少 年自然の家の所長並びに高等学校及び特別支 援学校の事務長

(8) 略

2 略

年自然の家及びむきばんだ史跡公園の所長、 埋蔵文化財センターの発掘事業室の室長並び

 $(4)\sim(6)$ 略

(7) 教育機関の職のうち教育センターの副所

長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館

長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少

に高等学校及び特別支援学校の事務長

(8) 略

2 略

附則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第5号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第6条、第7条関係)

職員の区分			1項職員			0. 话啦 早	2. 電職 是
期間の区分	1種	2種	3種	4種	5種	2項職員	3 項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	45, 000
1年以上2年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	40,000
2年以上3年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50,800	35, 000
3年以上4年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50, 800	30,000
4年以上5年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50,800	25, 000
5年以上6年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	50,800	20,000
6年以上7年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	49,000	15,000
7年以上8年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	47, 200	10,000
8年以上9年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	45, 400	5,000
9年以上10年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	43,600	
10年以上11年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	41,800	
11年以上12年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	40,000	
12年以上13年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	38, 200	
13年以上14年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	36, 400	
14年以上15年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	35, 000	
15年以上16年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	184, 700	33, 600	
16年以上17年未満	410, 400	364, 800	305, 300	248, 600	183, 100	32, 200	
17年以上18年未満	406, 000	360, 800	302,000	246, 000	181, 500	30, 800	
18年以上19年未満	401,600	356, 800	298, 700	243, 400	179, 900	29, 400	
19年以上20年未満	397, 200	352, 800	295, 400	240, 800	178, 300	28,000	
20年以上21年未満	392, 800	348, 800	292, 100	238, 200	176, 700	26, 600	
21年以上22年未満	373, 400	331, 900	278, 300	226, 200	167, 500	26,000	
22年以上23年未満	353, 600	314, 700	264, 300	214, 300	157, 700	25, 400	
23年以上24年未満	334, 300	298, 000	250, 800	202, 300	148, 600	24, 400	
24年以上25年未満	314, 900	281, 100	236, 900	190, 500	138, 900	23, 800	
25年以上26年未満	295, 400	264, 200	223, 200	178, 700	129, 700	23, 200	
26年以上27年未満	272, 700	243, 400	205, 600	164, 300	118, 700	22,600	
27年以上28年未満	250, 500	223, 000	188, 500	150,000	108, 300	22,000	
28年以上29年未満	228, 100	202, 600	171, 200	135, 700	98, 000	21, 200	
29年以上30年未満	205, 300	181, 800	153, 600	121, 400	87, 000	20, 900	
30年以上31年未満	180, 500	159, 900	135, 600	106, 400	76, 400	20, 500	
31年以上32年未満	155, 600	138, 000	117, 300	91, 600	65, 300	19, 900	
32年以上33年未満	131, 000	116, 300	99, 400	76, 400	54, 900	19,000	

33年以上34年未満	92, 900	84, 400	73, 400	57, 300	40,700	18, 100	
34年以上35年未満	57, 600	54, 600	49, 100	38, 900	27, 500	17, 400	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職 を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を 占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員 を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、この表に掲げる額に同項に規定す る算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を初任給調 整手当の月額とする。

附則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

		改正後				改正前
別表	(第2条、第3	条関係)	別	刂表	(第2条、第3	条関係)
	機関	職			機関	職
В	略			В	格	
知	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長		知	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長
事		東部振興監 次長 参事監		事		東部振興監 次長 参事監
の		文化振興監 スポーツ振興監		の		文化振興監 スポーツ振興監
事		農業振興戦略監 局長 官房長		事		農業振興戦略監 局長 官房長
務		所長 原子力安全対策監 経		務		所長 原子力安全対策監 経
部		済産業振興監 通商物流戦略監		部		済産業振興監 通商物流戦略監
局		課長(農業大学校の課長を除		局		課長(農業大学校の課長を除
		く。) 室長(衛生環境研究所				く。) 室長(衛生環境研究所
		の室長を除く。) 副局長 副				の室長を除く。) 副局長 副
		本部長 副官房長 校長 副校				本部長 副官房長 校長 館長
		長 館長 危機管理専門官 参				危機管理専門官 企画調整幹
		事 チーム長 (東部振興課の				<u>民工芸振興官</u> 参事 チーム
		チーム長に限る。) 税務専門				長(東部振興課のチーム長に限
		員 医長 課長補佐 (課内業務				る。) 税務専門員 医長 課
		の総括又は庶務に関する事務を				長補佐(課内業務の総括又は庶
		行う課長補佐、東部振興課の課				務に関する事務を行う課長補
		長補佐のうち庁舎管理に関する				佐、東部振興課の課長補佐のう
		事務を行うもの、総務課の課長				ち庁舎管理に関する事務を行う
		補佐のうち知事若しくは副知事				もの、総務課の課長補佐のうち
		の秘書又は庁舎の秩序の維持に				知事若しくは副知事の秘書又は
		関する事務を行うもの、人事企				庁舎の秩序の維持に関する事務
		画課の課長補佐及び職員支援課				を行うもの、人事企画課の課長
		の課長補佐のうち職員の福利厚				補佐及び職員支援課の課長補佐
		生に関する事務を行うものに限				のうち職員の福利厚生に関する
		る。) 総括主計員 主計員				事務を行うものに限る。) 総
		係長(総務課の係長のうち知事				括主計員 主計員 係長(総務
		又は副知事の秘書に関する事務				課の係長のうち知事又は副知事
		を行うもの、人事企画課の係長				の秘書に関する事務を行うも
		及び職員支援課の係長のうち職				の、人事企画課の係長及び職員
		員の福利厚生に関する事務を行				支援課の係長のうち職員の福利
		うものに限る。) 主事(総務				厚生に関する事務を行うものに
		課の主事のうち知事又は副知事				限る。) 主事(総務課の主事

|の秘書に関する事務を行うも|| のうち知事又は副知事の秘書に 関する事務を行うもの、人事企 の、人事企画課の主事のうち人 事、給与又は服務に関する事務 画課の主事のうち人事、給与又 を行うもの及び職員支援課の主 は服務に関する事務を行うもの 事のうち職員の福利厚生に関す 及び職員支援課の主事のうち職 員の福利厚生に関する事務を行 る事務を行うものに限る。) うものに限る。) 略 略 県税事務所 所長 副所長 課長 課長補佐 県税事務所 所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務に関する事務を行う課長 (庶務に関する事務を行う課長 補佐に限る。) 補佐に限る。) 埋蔵文化財セ 所長 次長 ンター むきばんだ史 所長 跡公園 栽培漁業セン 所長 課長補佐 (庶務に関する 栽培漁業セン 所長 課長補佐 (庶務に関する ター 事務を行う課長補佐に限る。) 事務を行う課長補佐に限る。) とっとり賀露 館長 かにっこ館 略 略 略 教略 教 略 育教略 教略 育 委 育 少年自然の 所長 委 育 少年自然の 所長 員機家 員 機 家 会関 会 関 埋蔵文化財 所長 次長 \mathcal{O} \mathcal{O} センター むきばんだ 所長 次長 事 事 務 務 史跡公園 部 略 部 略 局 局 等 等 人事委員会事務局 局長 次長 課長 主幹 係長 人事委員会事務局 局長 次長 課長 係長 略 略 備考 備考 2 この表の知事の事務部局の本庁以外の機関の 2 この表の知事の事務部局の本庁以外の機関の 項中「次長」とは、次長のうち庶務に関する事 項及び教育委員会の事務局等の教育機関の項中

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

務を行う次長をいう。

「次長」とは、次長のうち庶務に関する事務を 行う次長をいう。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第7号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人 事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改	正 後		5	女 正 前
別表 1	· (第 2 条関係) 岩美町			· (第2条関係) 岩美町	
	機関	職		機関	職
	略			略	
	教育委員会事務局	次長 課長		教育委員会事務局	教育長 次長 課長
	略			略	
2	若桜町		2	若桜町	
	機関	職		機関	職
	略			略	
	教育委員会事務局	次長 参事		教育委員会事務局	教育長 次長 参事
	略			略	
3	智頭町		3	智頭町	
	機関	職		機関	職
	略			略	
	教育委員会事務局	課長		教育委員会事務局	教育長 課長
	略			略	
4	八頭町		4	八頭町	
	機関	職		機関	職
	略			略	
	町長部局	課長 会計管理者 室長 参		町長部局	課長 地方創生監 会計管理
		事 所長 課長補佐 (総務課			者 出納室長 参事 所長
		に所属するものに限る。)			課長補佐(総務課に所属する
					ものに限る。)
	略			略	
	保育所	所長	n	保育所	所長
	子育て支援セン	所長			
	ター				
	略			略	
	中央公民館	略		公民館	略
	略			略	
5			5		
0	가면 속대 가를 m로			沙田 美山 沙广 田子	

機関	職			機関	J	哉
略				略		
教育委員会事務局	課長 参事		孝	故育委員会事務局	教育長 課長	参事
略				略		
琴浦町			7	琴浦町		
機関	職			機関	Į į	哉
略	•			略		
町長部局	課長 出納室長	参事 課長	田	丁長部局	課長 出納室县	長 参事 鹊
	補佐(総務課に列	「属するもの			補佐(総務課)	こ所属するも
	に限る。)				に限る。)	
			仔	R 育園	園長 参事	
略				略		
教育委員会事務局	課長 参事		孝	故育委員会事務局	教育長 課長	参事
略				略		
			 8			
機関	職		Ī	機関	H	 哉
略	门场			略	1 1	
教育委員会事務局	課長		妻	 対育委員会事務局	教育長 選長	
略	W/Y		4	略	<u> </u>	
 日吉津村			9	日吉津村		
機関	職		Г	機関	I	 哉
略	184			略	1	
教育委員会事務局	課長 参事		*		教育長 課長	
略	床及 参手		4	略	<u>秋月戊</u>	少事
<u> </u>			10	大山町		
機関	職			機関	l B	 哉
	相联			略	1	FIX.
教育委員会事務局	次長 課長		±		数玄E.	鈿 臣.
	伙女 珠女		4		教育技	課長
略				略		
上 南部町 	啦		11	南部町	T II	₩
機関	職		-	機関	月	
略 数去禾具入東改具	# <i> </i>	古田旦 佐	_++	格	₩ 本目 ₩★∨	
教育委員会事務局		専門員統	耄	效育委員会事務局		
m.fz	括所長		-	m&z	門員 統括所長	文
略			L	略		
2 伯耆町			12	伯耆町	<u> </u>	dik.
機関	職			機関	I	能
略	## ·	<i>A</i> +		略	*/ *	, p .: -
教育委員会事務局	教育次長 室長	参事	孝 	故育委員会事務局	教育長 教育》 事	欠長 室長
略				略		
3 日南町			13	日南町		
機関	職			機関	I	哉
略				略	•	
	ı				1	

14 日野町

機関	職
略	
教育委員会事務局	課長
略	

15 江府町

機関			職
略			
教育委員会事務局	<u>次長</u>	課長	室長
略			

16 境港管理組合

機関			職	
港湾管理委員会事	局長	次長	課長	参事
務局				

- 17 略
- 18 米子市日吉津村中学校組合

機関		職
中学校	校長	教頭

- 19 略
- 20 鳥取県西部広域行政管理組合

機関			職	
管理者の補助機関	局長	次長	課長	会計管理
	者			

- <u>21</u> 略
- <u>22</u> 略
- <u>23</u> 略
- <u>24</u> 略
- <u>25</u> 略
- <u>26</u> 略
- 備考 略

14 日野町

機関	職	
略		
教育委員会事務局	教育長 課長	
略		

15 江府町

- 1	123/13/1				
	機関	職			
	略				
	教育委員会事務局	教育長 課長 室長			
	略				

16 境港管理組合

機関			職	
港湾管理委員会事	局長	次長	総務課長	参事
務局				

- 17 略
- 18 米子市日吉津村中学校組合

機関	職
教育委員会の補助	教育長
機関	
中学校	校長 教頭

- 19 略
- 20 鳥取県西部広域行政管理組合

機関			職	
管理者の補助機関	局長	次長	課長	会計管理
	者 室	医長		

21 八頭環境施設組合

-		
	機関	職
	管理者の補助機関	局長

- <u>22</u> 略
- <u>23</u> 略
- <u>24</u> 略
- <u>25</u> 略
- <u>26</u> 略
- <u>27</u> 略
- 備考 略

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第8号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和44年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(宿日直手当の額)	(宿日直手当の額)
第3条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会	第3条 条例第16条の2第1項に規定する人事委員会
規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回に	規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務1回に
つき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時	つき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時
間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に	間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に
100分の50を乗じて得た額とする。	100分の50を乗じて得た額とする。
(1) 勤務時間規則第8条第1項第2号に規定する	(1) 勤務時間規則第8条第1項第2号に規定する
宿日直勤務(同条第2項の規定により命ぜられる	宿日直勤務(同条第2項の規定により命ぜられる
場合を含む。) については、 <u>2万1,000円</u>	場合を含む。) については、 <u>2万円</u>
(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、	(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、
<u>7, 400円</u>	<u>7, 200円</u>
(3) 前2号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤	(3) 前2号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤
務については、 <u>4,400円</u>	務については、 <u>4,200円</u>
2 略	2 略

附 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

> 鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第9号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(準へき地学校)

に準ずる学校で人事委員会規則で指定するものは、 次の表のとおりとする。

所在地	学校名
西伯郡南部町池野451	会見第二小学校
番地1	

(へき地手当に準ずる手当の支給)

- 第3条 条例第11条の5第1項の規定によるへき地手|第3条 条例第11条の5第1項の規定によるへき地手 当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負 担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職 員(以下「県費負担教職員」という。)が在勤地を 異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の 移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移 転した目から開始し、当該異動等の日から起算して 3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する 際次条に規定する条件に該当する者にあっては、6 年)に達する日をもって終わるものとする。ただ し、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合 には、当該各号に定める日をもってその支給は終わ るものとする。
 - (1) 県費負担教職員が条例第11条の4第1項に規 定するへき地学校等又は条例第11条の5第1項に 規定する特別の地域に所在する学校で人事委員会 規則で指定するもの(以下「へき地等学校」とい う。) 以外の学校に異動した場合又は県費負担教 職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校 に該当しないこととなった場合 当該異動又は移 転等の日の前日
 - (2) 略

2 略

(へき地学校及び準へき地学校)

第2条 条例第11条の4第1項に規定するへき地学校 第2条 条例第11条の4第1項に規定するへき地学校 で人事委員会規則で指定するもの(以下「へき地学 校」という。)は、別表第1のとおりとし、同条同 項に規定するへき地学校に準ずる学校で人事委員会 規則で指定するもの(以下「準へき地学校」とい う。)は、別表第2のとおりとする。

(へき地手当に準ずる手当の支給)

- 当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負 担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職 員(以下「県費負担教職員」という。)が在勤地を 異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の 移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移 転した日から開始し、当該異動等の日から起算して 3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する 際次条に規定する条件に該当する者にあっては、6 年)に達する日をもって終わるものとする。ただ し、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合 には、当該各号に定める日をもってその支給は終わ るものとする。
- (1) 県費負担教職員がへき地学校若しくは準へき 地学校(以下「へき地等学校」という。) 以外の 学校に異動した場合又は県費負担教職員の勤務す る学校が移転等のためへき地等学校に該当しない こととなった場合 当該異動又は移転等の日の前 \Box

(2) 略

2 略

別表第1 (第2条関係)

へき地学校

所在地	学校名	級別
八頭郡若桜町大字卷米	若桜学園小学校眷米	1級
120番地	分校	
八頭郡若桜町大字卷米	若桜学園小学校眷米	1級
120番地	季節間分校	

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

所在地	学校名
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校
東伯郡三朝町大字穴鴨	南小学校
166番地 2	
西伯郡南部町池野451	会見第二小学校
番地1	

附則

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

> 鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第10号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(権衡職員の範囲等)

第5条 略

- よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転 し、第2条に規定するやむを得ない事情により、 同居していた配偶者と別居することとなった職員 で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の 発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3 条に規定する基準に照らして困難であると認めら れるもののうち、単身で生活することを常況とす る職員
 - ア 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28 条の4第1項又は第28条の5第1項の規定によ る採用(同法第28条の2第1項の規定により退 職した日(同法第28条の3の規定により勤務し た後退職した日及び当該採用に係る任期が満了 した日を含む。)の翌日におけるものに限 る。)をされたこと。
 - イ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第 3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰し たこと。

$(2)\sim(6)$ 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にす る異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるの を「給与条例第10条第5項に規定する国家公務員 等から人事交流等により引き続き給与条例の適用 を受ける職員となったこと又は第1号アに規定す <u>る採用</u>に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあ

(権衡職員の範囲等)

第5条 略

- 2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定に 2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定に よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3 項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこ と(以下この号において「復帰」という。)に伴 い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得な い事情により、同居していた配偶者と別居するこ ととなった<u>職員であって</u>、当該<u>復帰</u>の直前の住居 から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤するこ とが第3条に規定する基準に照らして困難である と認められるもののうち、単身で生活することを 常況とする職員

$(2)\sim(6)$ 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にす る異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるの を「給与条例第10条第5項に規定する国家公務員 等から引き続き給与条例の適用を受ける職員とな り、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」と あるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号 み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件 に該当することとなる職員

(8) 略

るのを「適用又は第1号アに規定する採用」と読 に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 (人事交流等により給与条例の適用を受ける職員 となった者に限る。)

(8) 略

附 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 宿日直勤務及び時間外勤務(第8条-第10	第3章 宿日直勤務及び時間外勤務(第8条-第10
<u>条の10</u>)	<u>条の9</u>)
第4章 時間外勤務代休時間及び休日の代休日(<u>第</u>	第4章 時間外勤務代休時間及び休日の代休日(<u>第</u>
<u>10条の11</u> ・第11条)	<u>10条の10</u> ・第11条)
第5章~第7章 略	第5章~第7章 略
附則	附則
第1条の6 政	第1条の6 w

第1条の6 略

2 任命権者は、前項の規定による申告があった場合 2 任命権者は、前項の規定による申告があった場合 類の提出を求めることができる。

3 • 4 略

(介護をする職員等)

第1条の8 略

第1条の9 条例第3条第4項第2号の人事委員会規 則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する 法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定 する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に 規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の 職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要 とする者として人事委員会が定めるものとする。

(介護をする職員等でなくなった旨の届出)

|第1条の6 略

において、当該申告をした職員が第1条の8第2項 において、当該申告をした職員が第1条の8第2項 に掲げる職員又は第1条の9に規定する職員である に掲げる職員であることを確認する必要があると認 ことを確認する必要があると認めるときは、証明書 めるときは、証明書類の提出を求めることができ

3 • 4 略

(介護をする職員等)

第1条の8 略

(介護をする職員等でなくなった旨の届出)

第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を|第1条の9 第1条の6第3項の規定により週休日を 設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第1条 設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第 の8第2項に掲げる職員又は前条に規定する職員で 2項に掲げる職員でなくなった場合には、遅滞な なくなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者 に届け出なければならない。

2 略

合の特例)

設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3 条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第 2項に掲げる職員又は第1条の9に規定する職員で なくなった場合においては、当該単位期間の末日ま での間、调休日及び勤務時間の割振りを変更しない ことができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

- 第10条 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第9条 第10条 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づ 第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。 以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福 祉を害しないように考慮しなければならない。
- 2 任命権者は、再任用短時間勤務職員又は任期付短 2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正 時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任 用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規 の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より 短く定められている趣旨に十分留意しなければなら ない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

- 第10条の2 任命権者は、職員(病院に勤務する医師 を除く。) に時間外勤務を命ずる場合には、次の各 号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外 勤務を命ずるものとする。
 - (1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職 員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に 定める時間及び月数 (アにあっては、時間)
 - ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び (イ)に定める時間
 - (ア) 1月において時間外勤務を命ずる時間に ついて45時間
 - (イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間に ついて360時間
 - イ 1年において勤務する部署が次号に規定する 部署からこの号に規定する部署となった職員

く、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 略

(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場 (単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場 合の特例)

第1条の11 第1条の6第3項の規定により週休日を 第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を 設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3 条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第 2項に掲げる職員でなくなった場合においては、当 該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の 割振りを変更しないことができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

- き正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務す ることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害 しないように考慮しなければならない。
- 規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務 職員又は任期付短時間勤務職員に勤務することを命 ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短 時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する 職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分 留意しなければならない。

次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

- (ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間に ついて720時間
- (イ) ア及び次号(イを除く。) に規定する時 間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮 して、人事委員会が定める期間において人事 委員会が定める時間及び月数
- (2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他 の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが 困難な業務をいう。) の比重が高い部署として任 命権者が指定するものに勤務する職員 次のアか らエまでに定める時間及び月数
 - ア 1月において時間外勤務を命ずる時間につい て100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間につい て720時間
 - ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直 前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を 加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命 ずる時間の1月当たりの平均時間について80時
 - エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間 外勤務を命ずる月数について6月
- 2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その 他の重要な業務であって特に緊急に処理することを 要するものと任命権者が認めるものをいう。以下こ の項において同じ。) に従事する職員に対し、前項 各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を 命ずる必要がある場合については、同項(当該超え ることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の 規定は、適用しない。人事委員会が定める期間にお いて特例業務に従事していた職員に対し、同項各号 に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ず る必要がある場合として人事委員会が定める場合 も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規 定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命 ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要 最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に 最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命 じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年 の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外 勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなけれ ばならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を

命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要 な事項は、人事委員会が定める。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

める者は、次の各号のいずれにも該当する者とす る。

- (1) 深夜(条例第10条第1項に規定する深夜をい う。以下この条から第10条の5までにおいて同 じ。)において就業していない者(深夜における 就業日数が1月において3日以下の者を含む。) であること。
- (2) (3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の4 略

第10条の5 前条第1項の請求書が提出された日から 第10条の4 前条第1項の請求書が提出された日から 制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれ かの事由が生じた場合には、請求はされなかったも のとみなす。

- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親 であるものが、深夜において常態として当該子を 養育することができるものとして第10条の3各号 のいずれにも該当することとなった場合
- (5)・(6) 略

 $2 \sim 4$ 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) 第10条の6 略

条第2項の請求について準用する。

3~5 略

6 <u>第10条の4第4項</u>の規定は、条例第10条第2項又 6 <u>第10条の</u>3第4項の規定は、条例第10条第2項又 は第3項の請求について準用する。

第10条の7 略

2 · 3 略

4 第10条の4第4項の規定は、前項の届出について 4 第10条の3第4項の規定は、前項の届出について 準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の8 略

2 第10条の4及び第10条の5 (同条第1項第3号か 2 第10条の3及び第10条の4 (同条第1項第3号か)

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の3 条例第10条第1項の人事委員会規則で定 第10条の2 条例第10条第1項の人事委員会規則で定 める者は、次の各号のいずれにも該当する者とす る。

- (1) 深夜(条例第10条第1項に規定する深夜をい う。以下この条から第10条の4までにおいて同 じ。)において就業していない者(深夜における 就業日数が1月について3日以下の者を含む。) であること。
- (2) (3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等) 第10条の3 略

制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれ かの事由が生じた場合には、請求はされなかったも のとみなす。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親 であるものが、深夜において常態として当該子を 養育することができるものとして第10条の2各号 のいずれにも該当することとなった場合
- (5)・(6) 略

 $2 \sim 4$ 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) 第10条の5 略

2 第10条の4第2項及び第3項の規定は、条例第10 2 第10条の3第2項及び第3項の規定は、条例第10 条第2項の請求について準用する。

3~5 略

は第3項の請求について準用する。

第10条の6 略

2 • 3 略

準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の7 略

ら第6号までを除く。)の規定は、要介護者(条例 第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この 項、第10条の10及び第16条において同じ。)を介護 する職員について準用する。この場合において、第 10条の4第1項中「第10条第1項」とあるのは「第 10条第4項」と、第10条の5第1項第1号中「子」 とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離 縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子 でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした 職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものと する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) 第10条の9 略

第10条の10 略

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の11 略

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性 第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性 又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の 3、第1条の5、第2条、第3条、第10条の11第1 項及び第3項並びに第11条第1項の規定によると、 能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安 全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承 認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休 日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日 の指定について別段の定めをすることができる。

ら第6号までを除く。)の規定は、要介護者(条例 第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この 項、第10条の9及び第16条において同じ。)を介護 する職員について準用する。この場合において、第 10条の3第1項中「第10条第1項」とあるのは「第 10条第4項」と、第10条の4第1項第1号中「子」 とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離 縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子 でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした 職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものと する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) 第10条の8 略

第10条の9 略

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の10 略

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の 3、第1条の5、第2条、第3条、第10条の10第1 項及び第3項並びに第11条第1項の規定によると、 能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安 全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承 認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休 日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日 の指定について別段の定めをすることができる。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

第1条の6 略

あった場合において、当該申告をした職員が第1条 の8第2項に掲げる職員又は第1条の9に規定する 職員であることを確認する必要があると認めるとき は、証明書類の提出を求めることができる。

3 • 4 略

第1条の6 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定による申告が 2 市町村教育委員会は、前項の規定による申告が あった場合において、当該申告をした職員が第1条 の8第2項に掲げる職員であることを確認する必要 があると認めるときは、証明書類の提出を求めるこ とができる。

3 • 4 略

(介護をする職員等)

第1条の8 略

第1条の9 条例第3条第4項第2号の人事委員会規 則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する 法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定 する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に 規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の 職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要 とする者として人事委員会が定めるものとする。

(介護をする職員等でなくなった旨の届出)

設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第1条 の8第2項に掲げる職員又は前条に規定する職員で なくなった場合には、遅滞なく、その旨を市町村教 育委員会に届け出なければならない。

2 略

(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場 合の特例)

第1条の11 第1条の6第3項の規定により週休日を 第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を 設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3 条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第 2項に掲げる職員又は第1条の9に規定する職員で なくなった場合においては、当該単位期間の末日ま での間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しない ことができる。

(介護をする職員等)

第1条の8 略

(介護をする職員等でなくなった旨の届出)

第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を 第1条の9 第1条の6第3項の規定により週休日を 設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第 2項に掲げる職員でなくなった場合には、遅滞な く、その旨を市町村教育委員会に届け出なければな らない。

2 略

(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場 合の特例)

設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3 条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第 2項に掲げる職員でなくなった場合においては、当 該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の 割振りを変更しないことができる。

附則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

			改	Œ	後	:											改	: II	前	ĵ				
別表第	 行政職給料表級 	別職務名	· 類表(節 9 冬間	1亿)						Rila	表第	1 4	行政職	給料表級	引職務な	類表 (第9条間	14%)					
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級	8級	9級	[組織	_		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6 級	7級	8級	9級
知事												知本事庁			復興本部								局長	局長
争りの	元気づ とっとり							課長				サ 刀	-	務局気づ	とっとり							課長		
事務	くり総 元気戦略 本部 課											事務	く 本i		元気戦略 課									
部	略										1/4	部	L	160	略									
局	地域振 地域振興							課長			,	局	_	略 域 振	地域振興							課長		
	興部 課 文化財課				室長	室長	室長						興	部	課									
	略								l				_	略		Į.								
	農林水 略 農業大学			准教授	課長	課長	副校長						農産	林水部	略 農業大学			准教授	課長	課長	次長			
	校略						課長							略	校						課長			
	本庁共通(本庁の		主事	係長	課長補		課長		次長	統轄監			本	宁共通	(本庁の		主事	係長	課長補		課長	副局長	次長	統轄監
	他の項に職が掲げ られている場合	機械技師	機械技師	主計員副主幹	佐 総括主	佐 総括主	室長 所長	所長 校長	局長 原子力	部長 会計管					職が掲げ いる場合	機械技師	機械技 師	主計員副主幹	佐 総括主	佐 総括主	室長 所長	所長 校長	局長 原子力	部長 会計管
	は、当該職につい					計員	危機管	参事監	安全対						職につい		電気技					参事監	安全対	理者
	ては本項の規定を 適用しない。)	師 薬剤師	師 薬剤師	任 理学療	主計員 税務主		理専門 官		策監 東部振	本部長 東部振				は本項 用しな	の規定を い。)	師 薬剤師	師 薬剤師	任 理学療	主計員 税務主		理専門 官		策監 東部振	本部長東部振
		衛生技 師	衛生技 師	法主任 管理栄		幹 教授	副本部 長		興監 副局長	興監						衛生技 師	衛生技 師	法主任 管理栄	幹		副本部 長		興監 副局長	興監
		理学療	理学療	養主任	教務主		官房長		文化振							理学療	理学療	養主任	教務主	教務主	官房長		文化振	
		法士 保健師	法士 保健師	歯科衛 生主任		幹 中山間	副官房 長		興監スポー							法士 保健師	法士 保健師	歯科衛 生主任		幹 中山間	副官房 長		興監 スポー	
		看護師	看護師	農業専	地域振	地域振			ツ振興							看護師	看護師	農業専	地域振	地域振	企画調		ツ振興	
		管理栄 養士	管理栄 養士	門技術 員	興リー ダー	興リー ダー			監 経済産							管理栄 養士	管理栄 養士	門技術 員	興リー ダー	興リー ダー	<u>整幹</u> 民工芸		監 経済産	
		歯科衛		林業専		専技主	中山間		業振興 監							歯科衛 生士	歯科衛	林業専 門技術	専技主	専技主 幹	振興官		業振興 監	
		生士 商工技	生士 商工技	門技術 員	幹 用地主	幹 用地主			血 通商物								生士 商工技		幹 用地主		中山間 地域振		血 通商物	
		師 農林技	師 農林技		幹主幹	幹主幹	興リー ダー		流戦略監							師 農林技	師 農林技		幹 主幹	幹 主幹	興リー ダー		流戦略 監	
		師	師		1.47		校長		農業振							師	師				校長		農業振	
		造園技師	造園技 師				館長 参事		興戦略 監							造園技師	造園技 師				館長 参事		興戦略 監	
			水産技				税務専		会計管							水産技					税務専		会計管	
		師 土木技	師 土木技				門員 主任教		理者 本部長							師 土木技	師 土木技				門員 主任教		理者 本部長	
		師建築共	師 建築技				授 総括検		理事監							師 建築技	師建筑は				授 総括検		理事監	
		師	師				を 査専門									師	師				松石快 査専門			
		講師 学芸員	講師 学芸員				員 検査専										講師 学芸員				員 検査専			
		補	補				門員									補	補				門員			
		映画監 督	映画監 督													映画監 督	映画監 督							
į							FUECE	TOC BE				地	_	略 EX ner xxr	ac.						BUBG E	ac e		
							副所長 課長	所女 副所長				棋		脱事務	191						副所長 課長	所女 副所長		
E	埋蔵文化財セン ター				室長 次長	室長 次長	所長 室長					関	1											
	むきばんだ史跡公						所長																	
	略												-	略										
	境港水産事務所				次長		所長 次長	所長					-	港水産	事務所				次長		所長 次長	所長		
							八尺						٤	っとり	賀露か						次長 館長			

										にっこ館										
m/c	略								B/r	略										
教教	本略								数 教	本略										
	庁 人権教	育課		室長	逐長				育育		育課				室長	室長				
委委									委委	文化財	課				室長	室長	室長			
員員	略								員員	略										
会会事事	略								会会事事	略										
務務									争 争 務 務											
局局									局局											
及教	略	1			T				及教	略			П			1	1			
	少年自然の)家		次長	大長 所長				5	少年自然@ 埋蔵文化					次長	次長	所長			
教機育関										生廠又化 ター	別セン				室長次長	室長次長	所長 室長			
機										むきばんた					次長	次長	所長			
関									関	회										
	略 **									略										
略	ů .								略	ît										
	員会事務局	主事	主事	系長 課長 討	果長 次長	事務	務局 事務局			員会事務局	i	主事	主事	係長	課長	課長	次長	1	事務局	事務局
				<u>主幹</u>	E <u>幹</u>	長	長											1	Ę	長
略	B/r]]	略 備考	即女										
備考	PLT								湘与	PLT										
別表第3	教育職約	計表(1)級別	職務分類表	(第2条関係)				別.	表第3	教育職約	合料表(1)級別職	执務分 類	i表(第	2条関係)				
組織		職務の組	1級	2 級	特2級	3 級	4 級		組織		職	務の級	1 %	汲	2 級	料	宇2級	3級		4 級
教育機	教育機関	略				I.			教育機	教育機関	略									-
関及び		少年自然の家		係長	係長	係長			関及び		少年自然	然の家			長	係長		係長		
教育委員会事				指導主事 専門指導員	指導主事 専門指導員				教育委員会事						旨導主事 専門指導員		主事 指導員			
務局				守门相等貝	号门相等具				務局		埋蔵文	化財セ		_	チバカ日等 5 系長	係長		係長		
											ンター			2	文化財主事	文化	財主事			
											むきば	んだ史			長	係長		係長		
	教育委員	全車務局		係長	課長補佐	教育人材開				教育委員	跡公園			_	と化財主導 系長	_	財主事 補佐	教育人材	- 133	
	秋日安只	云于 195/问		指導主事	次長	発主査				秋日安只	云 于 伤凡	'			h與主事	次長		発主査	מכו	
				社会教育主	係長	指導主査								ł	土会教育	主 係長		指導主査	Ē	
				事	指導主事	社会教育主									¥		主事	社会教育	f主	
				管理主事 文化財主事	社会教育主事	査 高校教育主									管理主事 文化財主事		教育主	査 高校教育	r) .	
				健康管理主		查									*康管理		主事	查	- T	
				事	文化財主事										js:		財主事	文化財主	查	
					健康管理主												管理主	課長補佐		
略					事	次長			略							事		次長		
知事の	本庁			課長補佐	課長補佐			Ш	知事の	本庁				2	果長補佐	課長	補佐			
事務部				係長	係長				事務部					£	長	係長				
局				専門員	専門員				局					Ę	押員	専門	員			
	地方機関	略		文化財主事	文化財主事					地方機関	略									
	地力機則	公文書館		室長	室長	室長				地刀懷鬨	公文書	館		9	起長	室長		室長		
				総括専門員	総括専門員	総括専門員									 総括専門貞		専門員	総括専門	員	
				専門員	専門員									Ę	押員	専門	員			
		埋蔵文化財ヤ ンター	2	係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長														
		ンク むきばんだ5	ŧ	係長	係長	係長														
		跡公園		文化財主事	文化財主事															
		略									略									
別表第 4	粉杏雌丝	料表(2)級別	聯発公叛率	(筆9条照応)				Et	表年 /	教育職約) \$25 E1180	* 辞 小 料	· 表(学	2条即位)				
	4X F1 4MX AS	職務の組		2級	特2級	3級	4級	11 1	_	TANAN EL ARA		務の級	1		2級		宇2級	3級		4級
組織略			1 /00	2 100	10 2 /80	O Ago.	- 1/0X		組織略			_	1.1	1.4	2 /8X	10	1 2 100	O ASA		7 ///
	教育機関	略						Ш		教育機関	略									
関及び		少年自然の家		係長	係長	係長			関及び		少年自然	然の家		f	系長	係長		係長		
教育委				指導主事	指導主事				教育委						旨導主事		主事			
員会事 務局				専門指導員	専門指導員				員会事 務局		埋蔵文	ル肚ャ		_	厚門指導員 系長	専門 係長	指導員	係長	_	
757月									177 PP]		理	1LM1"C			⊮長 欠化財主導		財主事	DIVE		
											むきば	んだ史			系長	係長		係長		
						<u> </u>		$\ \ $			跡公園				文化財主導	_	財主事		\perp	
	教育委員会事務局	本庁		係長 歩道士車	課長補佐	教育人材開				教育委員	本庁				長道士事		補佐	教育人材	開	
	云学榜局			指導主事 社会教育主	次長 係長	発主査 指導主査				会事務局					b導主事 土会教育	次長主 係長		発主査 指導主査		
				事	指導主事	社会教育主									¥		主事	社会教育		
				管理主事	社会教育主										管理主事		教育主			
				文化財主事	事	義務教育主									とという という とうだい とうだい とうだい とうだい とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう しゅう しゅうしゅう しゅう		-)- p#r	義務教育	f主	
				健康管理主 事	管理王事 文化財主事	H.									≢康管理 ₽			査 文化財主	查	
1.7	1	ı	1	1	1	1	1	11	1	1	1		1	1.		1 -		-	—ı	

					健康管理主								健康管理主		
					事	次長							事	次長	
		略								略					
知事の	本庁			課長補佐	課長補佐			知事の	本庁			課長補佐	課長補佐		
事務部				係長	係長			事務部				係長	係長		
局				専門員	専門員			局				専門員	専門員		
				文化財主事	文化財主事										
	地方機関	略					1		地方機関	略			1		
		公文書館		室長	室長	室長				公文書館		室長	室長	室長	
				総括専門員	総括専門員	総括専門員						総括専門員	総括専門員	総括専門員	
				専門員	専門員							専門員	専門員		
		埋蔵文化財セ		係長	係長	係長									
		ンター			文化財主事										
		むきばんだ史		係長	係長	係長									
		跡公園			文化財主事										
		略		241024111	2410/4227	1				略			1		
	研究職約	給料表級別職務分 職務の級	類表 (第2 1級	条関係)	3級	4級	5級		研究職終	計表級別職務分 職務の級	類表 (第 2 1 級	条関係) 2級	3級	4級	5 i
組織	研究職組衛生環境	職務の級		2級	チーム長	4級	5級	組織	研究職終衛生環境	職務の級			チーム長	4級	5 #
組織 印事の 事務部		職務の級		2級 室長補佐	チーム長			組織知事の		職務の級		2級 室長補佐	チーム長	-	
且織 中事の 事務部 局	衛生環境	職務の級		2級 室長補佐 サブチーム	チーム長			組織 知事の 事務部		職務の級		2級 室長補佐 サブチーム	チーム長	-	
且織 中事の 事務部 局	衛生環境	職務の級		2級 室長補佐 サブチーム	チーム長			組織 知事の 事務部		職務の級		2級 室長補佐 サブチーム	チーム長	-	
田織田事の事務部局	衛生環境 原子力環 略	職務の級		2級 室長補佐 サブチーム	チーム長			組織 知事の 事務部 局	衛生環境	職務の級		2級 室長補佐 サブチーム	チーム長	-	
組織 知事の 事務部 局 略 備考 ■	衛生環境 原子力環 略	職務の級	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長			組織 知事の 事務部 局 略 備考	衛生環境	職務の級	1 級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長	-	万系
組織 部事の 事務部 局 略 構考 『	衛生環境 原子力環 略	職務の級 研究所	1級 務分類表(2級 室長補佐 サブチーム 長 第2条関係)	チーム長			組織 知事の 事務部 局 略 備考	衛生環境	職務の級研究所	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長	-	所長
田織 田事の 下務部 局	原子力環 略 格 医療職績	職務の級 研究所 境センター	1級 務分類表(2級 室長補佐 サブチーム 長 第2条関係)	チーム長	所長 3級	所長	組織 知事務部 局 略 備考 別表第6 組織	衛生環境 略 略 医療職績	職務の級 研究所 合料表(1)級別聯	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長	所長 3級	所長
田織 田事の 事務部	原子力環 略 格 医療職績	職務の報 職務の報 は境センター 給料表(1)級別職 職務の	1級 務分類表(2級 室長補佐 サブチーム 長 第2条関係)	チーム長 主幹研究員 2級	所長 3級	所長 4級	組織 知事務部 局 略 備考 別表第6 組織	衛生環境 略 略 医療職績	職務の級 研究所 計表(1)級別職 職務	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長 2級 局	所長 3級	
組織 知事の事務部	原子力環 略 格 医療職績	職務の報 職務の報 は境センター 給料表(1)級別職 職務の	1級 務分類表(2級 室長補佐 サブチーム 長 第2条関係)	チーム長 主幹研究員 2級 局別	所長 3級 長 局長	所長 4級	組織 知事の 事務部 局 略 備考 ! 別表第6 組織 知事の	衛生環境 略 略 医療職績	職務の級 研究所 計表(1)級別職 職務	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長 2級 局副	所長 3級 長	所長
組織 お事の 新書	原子力環 略 格 医療職績	職務の報 職務の報 は境センター 給料表(1)級別職 職務の	1級 務分類表(2級 室長補佐 サブチーム 長 第2条関係)	チーム長 主幹研究員 2級 局副 参	所長 3級 長 司長	所長 4級	組織 知事の 事務部 局 略 備考 ! 別表第6 組織 知事の	衛生環境 略 略 医療職績	職務の級 研究所 計表(1)級別職 職務	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長 2級 局副 **	所長 3級 長局長 事監	所長
田織 田事の 事務部	原子力環 略 格 医療職績	職務の報 職務の報 は境センター 給料表(1)級別職 職務の	1級 務分類表(2級 室長補佐 サブチーム 長 第2条関係)	チーム長 主幹研究員 2級 局別	所長 3級 長 司長	所長 4級	組織 知事の 事務部 局 略 備考 ! 別表第6 組織 知事の	衛生環境 略 略 医療職績	職務の級 研究所 計表(1)級別職 職務	1級	2級 室長補佐 サブチーム 長	チーム長 2級 局副	所長 3級 長局長 事監	所長

附則